

区民の皆さんの生命・身体・財産を守るために 新宿区国民保護計画を策定しました

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273) 4592へ。

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命・身体および財産を保護することをいいます。

区では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」)に基づき、「新宿区国民保護計画」を策定しました。

計画の全文は、危機管理課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページの危機管理課のページからもご覧いただけます。

■新宿区国民保護計画とは

外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、区が迅速に皆さんを保護するためにあらかじめ策定する計画です。

策定に当たっては、次の点に留意しました。

- ▶ 「国民保護措置の基本的方針」「東京都国民保護計画」「東京都区市町村モデル計画」を基本とする
- ▶ 区の特性・実行性を配慮
- ▶ 地震などの災害対策の仕組みの活用

■計画の概要

1 区の責務および計画の位置づけ

国・東京都・区の役割を明確にし(図1)、関係機関等とともに、想定されている事態に対し、区は避難・救援など、国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。

2 国民保護措置に関する基本方針

区民の皆さんの協力を得ながら、相互に連携協力し、国民保護措置を実施するに当たり、次の項目に

特に留意します。

- ▶ 基本的人権の尊重、▶ 国民の権利利益の迅速な救済、▶ 国民に対する情報提供、▶ 関係機関相互の連携協力、▶ 国民の協力、▶ 高齢者・障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施、▶ 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重、▶ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保、▶ 外国人への国民保護措置の適用

■計画の構成と内容

第1編「総論」…計画の基本的考え方

第2編「平素からの備え」…区の体制づくりや物品の備蓄等

第3編「武力攻撃事態等への対処」…事態発生時に住民の避難・誘導および避難所での救援に対応できる体制づくり

第4編「復旧等」…被害が発生したときの応急復旧

第5編「大規模テロ等(緊急対処事態)への対処」…テロ等が突発的に起きたときの対処

■国民保護には地域の協力が不可欠です

国民保護措置への協力は、強制ではなく自発的意思にゆだねられています。区は、協力をさせていただく場合の安全確保に、十分に配慮します。

自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」に基づきご協力ください。

▶ 皆さんへのお願い

◎訓練に参加するなど、日ごろからの備えを行ってください。

◎不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署などにすぐ通報してください。

◎避難時は、高齢者・障害者の方など災害時要援護者を助けてください。

◎避難先では、食品の給与および飲料水の供給などにご協力ください。

▶ 事業所の方へのお願い

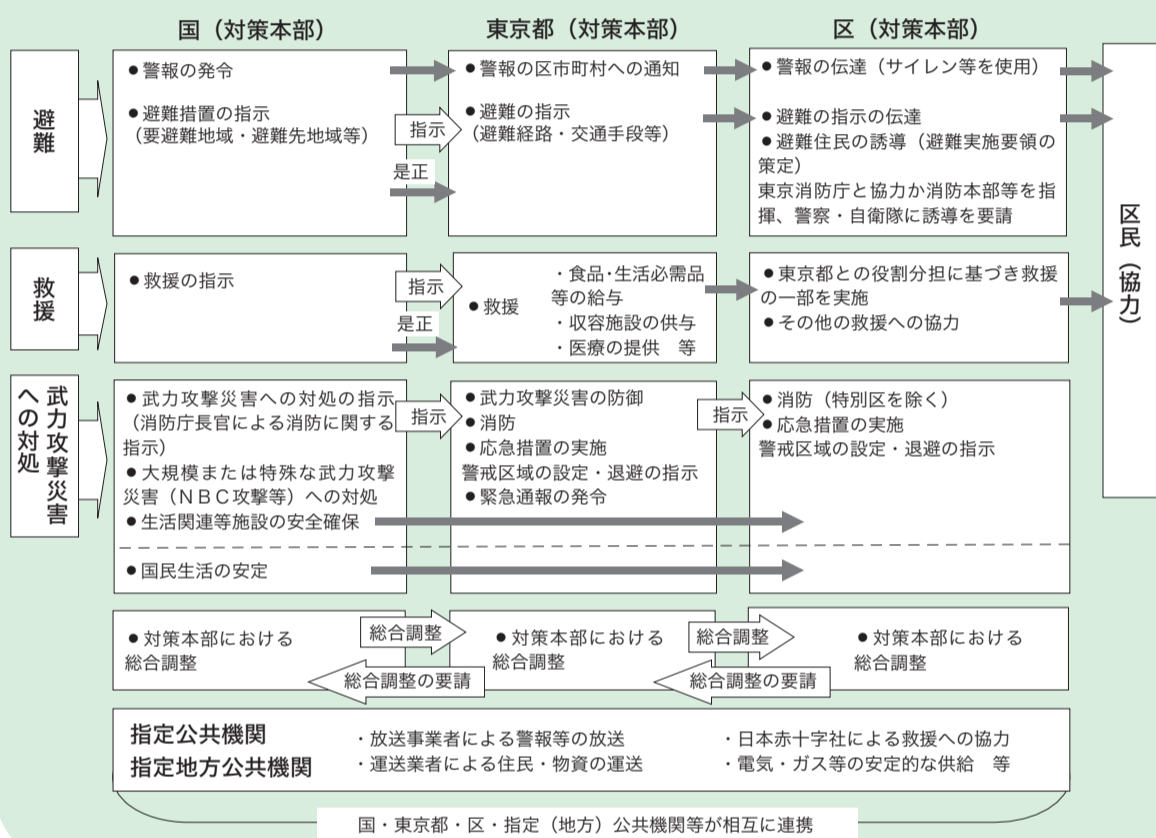
◎日ごろから施設の危機管理の強化に努めてください。

◎警報や避難の指示が出たら、従業員や施設内の人々への情報伝達・避難誘導を行ってください。

◎突然、屋外で事態が起きた場合は、施設内への緊急避難にご協力ください。

※パブリック・コメント制度により区民の皆さんからご意見(意見総数19件)をお寄せいただき、ありがとうございます。いただいたすべてのご意見と区の考え方は、新宿区ホームページの危機管理課のページからご覧いただけます。

図1 国民保護に関する国・東京都・区の役割



「公益保護のための通報」 をご存じですか

区が行う事務が、法令・条例等の規律に基づいて、適正に行われるのは当然のことです。万が一、規律に違反して区の事務が行われたときは、発生した被害を最小限に抑え早急に是正することが、区の公益を保護する上で重要です。

区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する事実について、区民の方・区の職員・区の事務を請け負っている業者の方から、第三者機関である「新宿区公益保護委員」が通報を受け付け是正していく、「公益保護のための通報制度」を設けています。

【通報先】新宿区公益保護委員(弁護士)

▶瀬戸和宏…〒160-0004新宿区四谷1-20、佳作ビル2階、和の森法律事務所 ☎(5269) 2051

▶光前幸一…〒107-0052港区赤坂8-6-17、赤坂グランドハウス211、光前法律事務所 ☎(5412) 0828

▶十枝内康仁…〒104-0028中央区八重洲2-11-6、八重洲KNビル7階、八重洲共同法律事務所 ☎(3517) 5225

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273) 3505へ。

くらし

◎コミュニティー団体等の活動費用を助成

【対象】区内に活動拠点を持つコミュニティー活動団体、地域センター登録団体、主たる事務所が区内にあるボランティア・NPO等社会貢献的活動団体ほか

【対象事業】19年度に実施予定で、地域住民や団体等が交流できる次の事業(ほかに助成を受けているもの、主に会員などの特定の人を対象とするもの、営利を目的とするもの、政治的・宗教的活動を含むものなどを除く)

- ①文化・芸術活動の向上に役立つ事業、②青少年・高齢者の方の居場所づくりの事業、③世代間交流を行う事業、④区民の学習機会を提供する事業、⑤区民に開かれた子育て支援に関する事業、⑥その他区が適当と認める事業

【助成金額】事業経費の合計額の2分の1の範囲内(10万円を限度)

【助成金の交付】特別出張所が設置する審査会で助成事業・金額を決定

【問合せ】団体の活動拠点のある地域の特別出張所へ(申込期間等は各地域で異なります)。

◎「四谷ひろば」計画概要地域説明会

●旧四谷第四小学校跡地の活用

3月末で閉校となった区立四谷第四小学校の跡地には、区民の方が運営協議会を設立し管理運営する「(仮称)四谷ひろ

ば」が20年2月に開設される予定です。この施設の計画概要案について説明会を開催します。

【日時】4月25日(休)午後6時30分～8時30分

【会場・申込み】当日直接、旧四谷第四小学校(四谷4-20)へ。

【問合せ】四谷特別出張所 ☎(3354) 6171へ。

◎「ウィズ新宿」編集委員を募集

編集の初歩から学び、地域の情報や男女共同参画について発信する「ウィズ新宿」を編集していただく区民の方を募集します。

【対象】区内在住・在勤・在学の18歳以上の方、10名(保育あり)

【任期】1年

【発行月・編集会議】9月・12月・3月。編集会議を発行号ごとに4回程度実施(木曜日午前10時～12時を予定)

【編集講座】編集委員となった方に受講していただきます(無料)。

- ①5月17日(休)…男女共同参画の視点と情報誌の役割、②24日(休)…企画の立て方と紙面構成、③31日(休)…資料収集や取材方法、④6月7日(休)…文章の推敲・校正の方法、⑤14日(休)…レイアウトの決め方とポイント

【講師】二宮明子(編集プロダクション代表)

【会場・申込み】5月10日(休)までにウィズ新宿(男女共同参画推進センター)(荒木町16) ☎(3341) 0801へ。先着順。

◎エコツアー体験講座

●富士山麓で自然エネルギー
いっぱいの生活を体験

【日時】5月19日(休)午前8時15分～午後7時(午前8時に明治安田生命新宿ビル前に集合)

【対象】区内在住・在勤・在学の方(小学生以下の方は保護者の同伴が必要)、45名

【内容】環境にやさしい「天ぶら油りサイクルバス」で行く、富士エコパークビレッジでの環境学習体験、山菜採り・そば打ち体験

【費用】大人(高校生以上)6,000円、小・中学生3,000円。未就学児についてはお問い合わせください。

【申込み】はがきかファックスに記載例(6面左上参照)のとおり記入し、5月2日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階) ☎(3348) 6277・☎(3344) 4434へ。先着順。申込者が20名に満たない場合は中止します。

◎緑の募金にご協力を

緑の募金活動を5月31日(休)まで実施しています。この募金は、東京緑化推進委員会できりまとめ、森林の整備・地域の緑化推進・普及啓発などの事業に使われます。

【募金箱設置場所】区役所本庁舎、第1・第2分庁舎、特別出張所、区立図書館、小・中学校等

【問合せ】道とみどりの課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273) 3924へ。